

産前産後期間における国民健康保険料の減額措置について

1 趣旨・経過

すべての世代が能力に応じて社会保障制度を公平に支え合う仕組みの構築などを目的に令和5年5月に公布された「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」において、子ども・子育て支援の拡充を図るため、国民健康保険法についても令和6年1月1日を施行日として改正されました。

改正国民健康保険法においては、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者の保険料の減額賦課を条例で定めるところにより行うこと等が示されており、宇治市としての対応が必要となっております。

2 制度の概要

(1) 保険料の減額賦課

出産する予定の被保険者又は出産した被保険者（以下「出産被保険者」という。）について、当該世帯の世帯主に対して賦課する所得割額及び被保険者均等割額を減額する。

(2) 減額となる保険料の対象期間

出産被保険者の出産予定日（出産日）の属する月の前月（多胎妊娠の場合には3月前）から出産予定月（出産月）の翌々月までの期間

3 宇治市の対応について

今般の法改正に伴い、宇治市においても減額賦課に関する条例の整備が必要となっており、令和5年12月定例会への提案を予定しております。